

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	学校給食課
委 託 業 務 名	学校給食費公会計システム第3子以降給食費免除対応システム改修業務
委 託 業 務 場 所	大津市教育委員会事務局 学校給食課
概 要	第3子以降の学校給食費免除事業の実施に伴う新規帳票の作成、既存帳票のレイアウト変更等のシステム改修業務
契 約 期 間	令和5年6月23日 から 令和5年9月30日まで
契 約 年 月 日	令和5年6月23日
契 約 金 額	2,675,200円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町1 京都フコク生命四条柳馬場ビル 〔名 称〕 富士通 Japan 株式会社 京都公共ビジネス部
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	当該業者は学校給食公会計システムパッケージの開発元業者であり、プログラムのソース等については公開されておらず、当該業務に対応することができる唯一の業者であるため。
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。  
 2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。